

国総建第229号
国総建整第254号
平成22年2月9日

財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省 総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

下請債権保全支援事業に係る事務取扱いについて

極めて厳しい経営環境に直面している下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、今般、「下請債権保全支援事業について」（平成22年2月9日付け国総建第228号、国総建整第253号。以下「建流審通知」という。）に基づき、下請建設企業等の有する債権の支払保証を支援する事業を行うこととしたところであるが、本事業に係る事務取扱いについては、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1 保証ファクタリング事業者の財産的基礎

建流審通知記3③に規定する別に定める額は、原則5億円以上とする。ただし、特にファクタリング事業（債権の譲渡を受け、その回収を行う事業をいう。）に関する実務経験及び専門知識を有する者として財団法人建設業振興基金（以下「基金という。」）が認めるものに係る当該額については、この限りでない。

2 保証ファクタリング事業者の保証限度額等

(1) 保証限度額

建流審通知記4(1)①に規定する別に定める額は、保証ファクタリング事業者の純資産額の2.5倍に相当する額とする。

(2) 一の元請建設業者当たり保証限度額

建流審通知記4(2)①に規定する別に定める額は、5億円とする。

(3) 一の下請建設業者等当たり保証限度額

① 建流審通知記4(3)①に規定する別に定める額は、下請建設業者等の規模等に応じ、3億円又は6億円のいずれかとする。

② 建流審通知記4(3)②に規定する別に定める額は、原則として100万円とする。

(4) 債権の保証料率の上限

建流審通知記4(4)に規定する別に定める利率は、年率15%とする。

3 支払額の通知のない手形以外の債権に係る保証額の上限

建流審通知記6(4)に規定する別に定める率は、80%とする。

4 利用料金の料率

建流審通知記6(5)に規定する別に定める料率は、年率1%とする。

5 助成料率

建流審通知記7(1)に規定する別に定める助成料率は、助成がない場合に通常設定する保証料率の3分の2(ただし、年率4%を上限とする。)とする。

6 損失補償

(1) 損失補償率

建流審通知記9(1)に規定する別に定める率は、95%とする。

(2) 損失補償を受けた債権を回収した場合の返戻

建流審通知記9(3)に基づき、保証ファクタリング事業者が損失補償を受けた債権を回収した場合は、回収金額に当該債権に係る損失補償率を乗じて得た額を基金に返戻するものとする。

7 国への報告

建流審通知記10に規定する別に定める期間は、3か月とする。

附 則

(1) 適用日

この通達は、平成22年2月9日から適用する。

(2) 通知内容の見直し

本通知の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。